

理事職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5章の第24条の規程に基づき、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「埼環協」という。）の理事の職務権限を定め、業務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的に定める。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、一般法人法、定款及び埼環協が定める規程を遵守し、定款に定める目的の遂行のため誠実に職務を執行しなければならない。

(職務権限)

第3条 理事の職務権限は、別表に掲げるものとする。

(細則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めることができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経ておこなうものとする。

附則

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

別表 (理事職務権限規程関係)

	会 長	副 会 長	常任理事	理 事
事業計画及び予算の案の作成に関する事項	○	△	△	
事業報告及び決算の案の作成に関する事項	○	△	△	
諸規程に関する改廃の案の作成に関する事項	○	△	△	
理事会、総会の招集	○	△		
理事会、総会の議長	○	△		
諸規程に基づく支出に関する事項	○	△	△	
外部に対する文書の発行	○	△	△	
研修等事業の実施に関する事項				○
会員の入会、退会の承認				○
委員会活動に関する事項				○

備考：△は「会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、副会長、常任理事の順序によって、その職務を代行する。」を示す。